

地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費

平成26年4月1日より消費税(国・地方)が5%から8%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和元年度大潟村一般会計当初予算における社会保障施策経費への充当状況については、下記のとおりです。

(歳入)	地方消費税交付金(社会保障財源化分)	24,000千円
(歳出)	地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費	478,337千円

【地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費】 (単位：千円)

事業名		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国(県)支出金	村債	その他	地方消費税交付金(社会保障財源化分)	その他
社会福祉	社会福祉事業	101,411	16,701		9,920	6,400	68,390
	障害者福祉事業	62,024	44,547			1,400	16,077
	高齢者福祉事業	68,641	445	14,700	18,028	2,800	32,668
	児童福祉事業	57,122	48,073			700	8,349
	小計	289,198	109,766	14,700	27,948	11,300	125,484
社会保険	国民健康保険事業	19,136	10,150			700	8,286
	介護保険事業	41,304	55			3,200	38,049
	後期高齢者医療事業	36,734	5,997			2,400	28,337
	小計	97,174	16,202			6,300	74,672
保健衛生	疾病予防対策事業	63,172	4,116		4,536	4,200	50,320
	診療所事業	28,793				2,200	26,593
	小計	91,965	4,116		4,536	6,400	76,913
合計		478,337	130,084	14,700	32,484	24,000	277,069